

2023年10月制度スタート!

# インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士  
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

第10回

インボイスの交付が  
免除されるもしくは  
保存が不要な  
ケースもご紹介します



**イ**ンボイス発行事業者においてはインボイスの交付義務が課され、また買い手事業者においてはインボイスの保存を条件に仕入税額控除が認められています。

今回は、インボイスの交付義務が免除されるケース、インボイスの保管がなくても仕入税額控除が認められるケースについて説明します。

## インボイス交付義務が免除されるケース

インボイス発行事業者は、買手である課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付しなければなりません。

ただし、次の取引について

は、インボイス発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されています。

### ① 公共交通機関による旅客の運送

船舶、バスまたは鉄道等の公共交通機関による、1回の取引の税込価額が3万円未満の旅客の運送については、交付義務が免除されています。

### ② 卸売市場を通じた委託販売

卸売市場法に規定する中央卸売市場や地方卸売市場等において、卸売業者が卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売は、適格請求書を交付することが困難な取

引として、出荷者等から生鮮食料品等を購入した事業者に対する適格請求書の交付義務が免除されます。

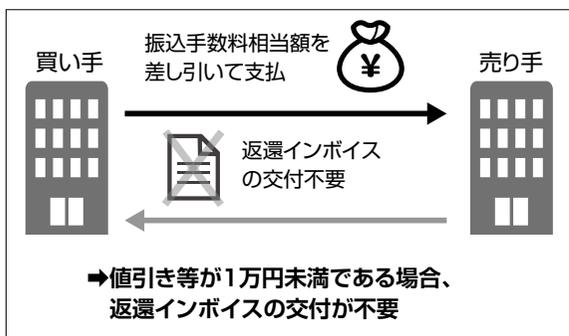
この場合において、生鮮食料品等を購入した事業者は、卸売業者等が作成する一定の書類を保存することが仕入税額控除の要件となります。

### ③ 農協等を通じた委託販売

組合員である生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う無条件委託方式（出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに販売を委託）かつ共同計算方式（その農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算）による一定の農林水産物の販売は、インボイスの交付義務が免除されます。

この場合、農林水産物を購入した事業者は、農協等が作成する一定の書類を保存することが

## ●返還インボイスが不要なケース



出所：国税庁 HP

仕入税額控除の要件です。

### ④自動販売機による商品の販売

代金の受領と資産の譲渡等が完結する自動販売機及び自動サービス機により行われる、3万円未満の飲食料品の販売や、コインロッカー、コインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる入出金や振込サービスの交付義務が免除されます。

### ⑤郵便切手類の販売

郵便ポストに差し出される郵便・貨物サービスについては、インボイスの交付義務が免除されます。

### ⑥少額な値引き等の場合

インボイス発行事業者が、国内で行った課税資産の譲渡等について、返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務があります。ただし、その値引き等の金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

例えば、売り手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます（図表）。

### インボイスの交付が困難なケース

インボイス制度の下では、イ

ンボイス及び一定の事項を記載した帳簿の保存が仕入税額控除の要件とされています。

ただし、インボイスの交付を受けることが困難な次のア～カの取引については、インボイスの保存がなくても、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が認められます。

アインボイスの交付義務が免除される、前記①④⑤に掲げる取引

イ簡易インボイスの記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引

ウ古物営業、質屋または宅地建物取引業を営む者がインボイス発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引

エインボイス発行事業者でない者から再生資源または再生部品（棚卸資産に限る）を購入する取引

オ従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費・宿泊費・日当・通勤手当等

カ基準期間（2期前）における課税売上高が1億円以下または特定期間（前年度開始の日以後6カ月の期間）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う税込1万円未満の課税仕入れ

### 取引先に伝えたいポイント



- 郵便切手の購入、3万円未満の公共交通機関による旅費や自動販売機等での商品の購入等に係る仕入税額控除については、インボイスの保存は不要となっている
- 商慣行として、代金支払時に振込手数料を差し引く取引については、少額な返還インボイスに該当し、返還インボイスの交付義務が免除される